

見積合わせ説明書

京都地方法務局会計課

本件見積合わせについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 見積事項 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務
- (2) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和8年2月27日（金）まで
- (4) 契約方式 総価契約
- (5) 契約予定日 令和7年11月5日（水）
- (6) 履行場所 別添「仕様書」のとおり

2 参加資格

見積依頼公告記載のとおり。

3 事前提出書類に関する事項

以下に掲げる提出書類(1)から(3)までを、令和7年10月29日（水）午後5時00分までに提出場所に持参、郵送又はメールにより提出すること。郵送による場合は、提出期限内必着で書留郵便又はレターパックプラスにより提出すること。

提出場所は、見積書の提出場所とする（書類の作成に要する費用は、見積合わせに参加しようとする者の負担とする。）。

なお、見積合わせに参加しようとする者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を負い、その義務の履行をしない者による見積書は無効とする。

(1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し 1部

資格審査結果通知書に記載されている住所、会社名、代表者等に変更がある場合は資格審査結果通知書からの変更が分かる登記事項証明書等を添付すること。ただし、当局の随意契約登録者名簿に登録された者は、不要

とする。

(2) 「誓約書（役員等名簿添付）」 1部

契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証するもの。誓約書（役員等名簿添付）については、配布した「別紙１－１」及び「別紙１－２」の用紙又は同様の様式のものに記載すること。なお、誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合又は誓約書に反することとなった場合は、その見積りは無効とする。

(3) 「価格証明書」 1部

表題は「価格証明書」とし、仕様書記載の具体的内容に沿った定価ベースによる庁舎ごとの積算内訳（単価等）を記載し、見積書を提出する者が署名又は記名押印を行うこと。

4 見積書提出に関する事項

(1) 提出場所及び問合せ先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

京都地方法務局会計課（担当：政所）

電 話 075-231-0180

FAX 075-256-9918

(2) 見積書の提出方法

見積書は、封書に入れ密封し、かつ、その封書に別紙2のとおり氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び見積事項「京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務」見積書在中と朱書きすること。

なお、必ず庁舎ごとの内訳書も添付すること。

(3) 見積書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時00分まで

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

なお、見積書を郵送する場合は、提出期限までに必着するよう書留郵便又はレターパックプラスにより提出しなければならない。

おって、電話、電報、ファクシミリ及びメールでの見積書提出は不可とする。

(4) 代理人による見積書提出

代理人が見積書を提出する場合には、「委任状」（委任状は配布した所定の用紙（別紙３）又は同様の様式のものに記載すること。）を見積書の提出期限までに提出しなければならない。

5 見積合わせの実施方法

(1) 共通事項

ア 参加者は、説明書、仕様書等を熟読の上、見積書を提出しなければならない。

なお、説明書、仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、見積合わせ後、説明書、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 参加者又はその代理人は、本件見積合わせについて他の参加者の代理人となることができない。

ウ 参加者又はその代理人は、提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることができない。

エ 見積書及び見積りに係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、見積金額は、日本国通貨による表示に限る。

オ 見積書には、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載すること。なお、免税事業者の場合は、その旨を見積書提出までに申し出ること。

(2) 見積書の要件

ア 「見積書」用紙（別紙４）を使用し、見積金額、日付、見積事項並びに参加者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）の記載がされていること。代理人が見積書を提出する場合は、見積書に参加者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）の記載並びに代理人であることの表示及び当該代理人は氏名を記載しなければならない。

なお、代表者印については、担当者氏名及び連絡先を明記した場合、省略することができる。

イ 見積金額の記載が明確であること。

ウ 見積金額を訂正していないこと。

エ 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確でないこと。

オ 見積金額は、総額を記載すること。

カ 日付は見積合わせの日ではなく、記入した日を記載すること。

(3) 見積合わせの日時等

令和7年11月4日（火）午前9時00分（非公開）

なお、契約者が決定したときは、参加者又はその代理人にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を電話等口頭により通知するものとし、問合せには応じない。

6 契約保証金

免除する。

7 見積合わせの無効

次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積依頼公告に示した参加資格のない者の提出した見積書
- (2) 参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書
- (3) 委任状を提出しない代理人が提出した見積書
- (4) 上記5(1)イに違反した見積書
- (5) 上記5(2)の要件を満たしていない見積書
- (6) 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- (7) 公告に示した日時までに到達しなかった見積書
- (8) その他見積合わせに関する条件に違反した見積書

8 契約者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約者とする。
- (2) 契約者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、契約の決定を取り消すものとする。

9 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、この契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙 1 - 2 役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
京都地方法務局長 殿

令和 年 月 日

(本 店)
(商 号)
(代表者の資格及び氏名)

担当者氏名
連絡先

* 添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

役 員 等 名 簿

法人（個人）名：

所 在 地：

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	
	()	T	男 ・ 女
		S 年 月 日 H	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

件 名

京 都 地 方 法 務 局 ほ か 9 庁 舎 建 築 物 等 定 期 点 検 業 務

見 積 書 在 中

〇〇〇〇〇〇会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

代 理 人 〇 〇 〇 〇

※ 件名及び見積者名等、封筒に記載する文字は必ず朱書きでお願いします。
代理人により見積もりを行う場合、封筒への記名は、代理人が行うこととなります。

例：代表者→見積者へ委任の場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の見積合わせに関する一切の件。
- 2 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の締結に関する一切の件。

令和7年 月 日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 殿

所在地（事務所）

名称（法人名）

代表者（資格・氏名）

印

担当者氏名：

連絡先：

注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

例：代表者→支店長等→見積者へ委任の場合

① ②
委 任 状 (①用)

私は、_____を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の見積合わせに関する一切の件。
- 2 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の締結に関する一切の件。
- 3 復代理人選任の件

令和7年 月 日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 殿

所在地（事務所）

名称（法人名）

代表者（資格・氏名）

印

担当者氏名：

連絡先：

注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

例：代表者→支店長等→見積者へ委任の場合

① ②
委 任 状 (②用)

私は、_____を復代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の見積合わせに関する一切の件。
- 2 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務契約の締結に関する一切の件。

令和7年 月 日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 殿

所在地（事務所）

名称（法人名）

代表者（資格・氏名）

上記代理人

支店（所在地）

支店名等

（資格・氏名）

印

担当者氏名：

連絡先：

注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

見 積 書

入札件名 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務

金	百万	十万	万	千	百	十	円

内訳は別紙のとおり

上記の金額で説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上、見積りします。

令和7年 月 日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 殿

見積者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

印

※代理人氏名

印

※代理人による見積りの場合にのみ記載してください。

担当者氏名：

連絡先：

注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

【内訳】

庁 舎 名	金額	
京 都 地 方 法 務 局	円	税抜き 価格を 記載
宇 治 法 務 合 同 庁 舎	円	
園 部 支 局	円	
宮 津 地 方 合 同 庁 舎	円	
京 丹 後 支 局	円	
舞 鶴 支 局	円	
福 知 山 地 方 合 同 庁 舎	円	
嵯 峨 出 張 所	円	
伏 見 法 務 総 合 庁 舎	円	
木 津 地 方 合 同 庁 舎	円	
小 計	円	…A
消 費 税 額	円	…B
合 計 (A + B)	円	

見積書記載の金額と一致させること。